

各改正案比較表

(1) 脳死判定及び脳死者からの臓器の摘出等について

	現 行 法	中 山 案 (A 案)	石 井 案 (B 案)	金 田 案 (C 案)	根 本 案 (D 案)
脳死の定義	○脳幹を含む全 脳の機能が不可 逆的に停止する こと	○現行法と同じ	○現行法と同じ	○脳幹を含む脳 全体のすべての 機能が不可逆的 に喪失すること	○現行法と同じ
脳死判定・ 臓器摘出の要件	○本人の生前の 文書による意思 表示があり、家 族が拒否しない 又は家族がいな いこと	○本人の生前の 文書による意思 表示があり、家 族が拒否しない 又は家族がいな いこと (又は) ○本人の意思が 不明(拒否の意 思表示をしてい ない場合)であ り、家族の書面 による承諾があ ること ¹⁾	○現行法と同じ	○本人の生前の 文書による意思 表示があり、家 族が拒否しない 又は家族がいな いこと (かつ) ○脳の器質的な 障害により、深 昏睡の状態及び 自発呼吸が消失 した状態と認め られること ²⁾ (かつ) ○原疾患に対す るすべての治癒 を行った上で回 復の可能性がな いと認められる こと ²⁾	〈15歳以上の場合〉 ○現行法と同じ 〈15歳未満の場合〉 ○本人が拒否し ていないこと (かつ) ○家族の書面に よる承諾がある こと (かつ) ○病院等におい て、家族に対する 説明が不適切、 家族による虐待 の疑いがある等 の移植医療の適 正を害するおそ れのある事実が ない旨の確認が されていること
臓器提供の 年齢要件	○意思表示がで きる年齢を15 歳以上とする ガイドライン ³⁾ により15歳未 満の者からの 移植不可	○制限なし	○12歳以上の者 の意思表示を 有効とする	○現行法と同じ	○15歳以上の者 の意思表示を 有効とする ○15歳未満の場 合、拒否の意 思表示は可能
親族に対する 臓器の優先提供	—	○優先提供を認 める(書面によ る)	○優先提供を認 める(書面によ る)	—	—

注：1) 本人について、臓器提供の意思が不明であり、かつ、脳死判定の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であって、家族がいない場合は脳死判定はできない。

2) 現行法における「臓器の移植に関する法律施行規則」において脳死判定について同様の規定がある。

3) 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

(2) 臓器移植に係るその他の事項について

	現 行 法	中 山 案 (A 案)	石 井 案 (B 案)	金 田 案 (C 案)	根 本 案 (D 案)
子どもの臓器移植への対応	(15歳未満不可)	(子どもの移植可) ○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう適切に対応	(12歳以上可)	(現行法と同じ) ○子どもの自己決定及び親の関与が認められる範囲、被虐待児からの臓器等の摘出を防止するための仕組みについて広く国民の意見を求めつつ検討すること	(子どもの移植可) ○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう医療機関が確認することを規定
普及・啓発活動等	—	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	○学校、家庭等での教育の充実を図る ○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	—	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策
記録の保存期間	○5年間	○現行法と同じ	○現行法と同じ	○20年間 (生体・組織移植も含む)	○現行法と同じ
移植術を受けた者等の健康状態の把握	—	—	—	○国は、移植術後の健康状態等を把握できるように必要な措置を講ずる	—
検視等の制度に関する検討	—	—	—	○検視等が行われるときにおける死亡原因・死亡状況等の究明を適切に行う方策について速やかに検討	—
検証の実施	—	—	—	○国は、意思表示の有効性、脳死判定の適正性等、移植術後及び摘出後の健康状態等の調査・分析を通じて、適正な移植医療の確保を図るための検証を実施	—

(3) 生体移植及び組織移植について（ガイドラインとC案の比較）

※ 現行法においては、臓器売買の禁止を除き生体移植及び組織移植についての特段の規定はないが、これらについては、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）で定めている。また、A案、B案及びD案においては、生体移植等について法規制を行う規定は設けられていない。

	ガイドライン	金 田 案 (C 案)
生体移植	○臓器提供の申出は任意になされ、他からの強制でないことを、家族や移植医療に関与する以外の者が確認すること ○臓器提供者（ドナー）に対して臓器提供に伴う危険性などを説明し、書面で提供の同意を得ること ○ドナーが移植を受ける者の親族の場合は、親族本人であることと親族関係を公的証明書により確認すること ○親族以外の第三者から臓器提供される場合は、院内の倫理委員会で個別に承認を受けること ○病腎移植については、臨床研究に限られること	○特定臓器移植（生体移植）は、厚生労働省令で定める基準を満たした医療機関において実施可能 ○ドナーは移植対象者の親族（配偶者又は二親等以内の血族）に限定 ○ドナーは提供意思を書面により表示していること ○臓器の摘出により生命・身体に重大な影響がないことについて、2人以上の医師の判断が一致していること ○医師は、親族に対して臓器の摘出が生命及び身体の機能等に与える影響等を十分理解できるように説明
組織の摘出	○遺族等に対して十分な説明を行い、書面による承諾を得ることが運用上適切としている	○本人が生存中に提供意思を書面により表示している場合であって遺族が提供を拒否しない又は遺族がいない場合に可能 （ただし、脳死した者の身体からの摘出は不可）
摘出された臓器の研究目的への転用	— (ガイドラインにおいても特段の規定はない)	○生存中に臓器等が研究のために使用されることを承諾する意思を書面により表示